

# 伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、伊勢崎市地域公共交通活性化協議会（以下、「発注者」という。）が発注する「伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号、以下「地域公共交通活性化再生法」）の令和2年11月の改正において、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことを受け、本市における公共交通の利便性・持続可能性を確保し、住民等の移動手段を安定的に提供するための取り組みの方向性や必要となる各種事業・施策の概要などを明確にすることを目的に、地域公共交通計画を策定するものである。なお、計画策定にあたっては、地域の交通課題や利用者ニーズを踏まえ、関係者との協議・調整を行いながら、効率的かつ実現可能な交通体系の構築を目指す。また、国のガイドラインや関連法令に基づき、地域の実情に即した施策を検討し、将来的な人口動態や環境負荷低減にも配慮した持続可能な交通ネットワークの形成を図る。

(履行期間)

第3条 本業務の委託は年度毎の契約とし、履行期間の1年目は契約締結日から令和9年3月31日まで、2年目は契約締結日から令和10年3月31日までとする。

(業務対象地域)

第4条 本業務の対象地域は、伊勢崎市全域とする。

(関連法令・計画等)

第5条 本業務は、本仕様書及び次の各号に掲げる関係法令・計画等に基づき実施するものとし、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 道路運送法及び交通政策基本法
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (3) 都市計画法
- (4) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き
- (5) 伊勢崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
- (6) 群馬県都市計画区域マスタープラン
- (7) ぐんま県土整備プラン2025
- (8) 群馬県交通まちづくり戦略
- (9) 伊勢崎市関係例規
- (10) その他関係法令等

(提出書類)

第6条 受注者は、契約締結後、伊勢崎市契約規則に準じて、次の関係書類を速やかに発注者に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 着手届及び業務工程表
- (2) 現場責任者及び技術管理者等の通知書（経歴書、資格証明書の写しを添付すること）
- (3) 業務実施計画書
- (4) 実績を証明する契約書等の写し
- (5) その他、発注者が必要と認める書類

(管理技術者及び実施体制)

第7条 受注者は、本業務を円滑に履行するため、管理技術者として、次の要件を満たす者を配置し、証明書類として資格証の写し、健康保険証等（直接雇用していることを証明できるもの）の写しを提出すること。また、本業務の履行に必要な技術又は経験を有する主担当者及び担当者を配置すること。

- (1) 技術士（建設部門；都市及び地方計画）の資格を有していること。
- (2) 官公庁が発注する同種業務（地域公共交通計画策定業務）、及び首都圏の自治体が発注する交通政策に関わる計画策定業務の経験を有していることとし、従事したことを証明するテクリス登録等の書類を提出すること。

(貸与資料)

第8条 本業務の実施にあたり、貸与する資料は以下のものとする。

- (1) 都市計画図DMデータ 一式
- (2) 都市計画基礎調査資料 一式
- (3) コミュニティバスあおぞら、くわまるタクシーの運行及び利用者データ 一式
- (4) 伊勢崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画、その他本業務に関する関連計画 一式
- (5) その他関係資料 一式

(情報及び品質管理)

第9条 受注者は、発注者が保有する情報資産の安全性を確保するものとし、その義務と責任を果たすために、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及び JISQ15001（プライバシーマーク：個人情報保護に関するマネジメントシステム）の認証を受けているものとする。また、品質確保の観点から、ISO9001（品質マネジメントシステム）の資格を有していることとし、契約締結時に各資格証を監督員に提出すること。

(組織の業務実績に係る要件)

第10条 受注者は、以下の同種または類似業務のうち、令和8年3月31日までに完了した業務実績を有する者であること。

- ア 同種業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第41号）に基づく「地域公共交通計画」の策定に係る業務）
- イ 類似業務（国又は地方公共団体が発注した公共交通に関する調査・分析・検討等に係る業務）

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が契約に定める義務を履行しないとき、又は履行に当たって不正な行為を行ったときは契約を解除する。その場合、委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(一括委託の禁止)

第12条 受注者は、委託業務の全部を第三者に委託、又は請負わせてはならない。

(疑義)

第13条 本仕様書及び契約書等に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者により協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第14条 この契約による業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。この契約が終了、または解除された後においても同様とする。

(損害の賠償)

第15条 本業務遂行中に、受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報保護)

第16条 業務の遂行上知り得た個人情報等は、「伊勢崎市個人情報保護条例」に基づき適正に扱い、これを第三者に漏洩してはならない。

2 受注者は、当該委託契約の締結後直ちに、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規定または基準に関する文書を発注者に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も同様とする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務における成果品については、すべて発注者に帰属し、発注者の承諾を受けずに複製・公表及び貸与してはならない。

(成果品の瑕疵)

第18条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

(完了及び検査)

第19条 本業務の履行途中においても、発注者は必要に応じて随時本仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備等について指示することができるものとする。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は速やかにその指示に従わなければならない。

## 第2章 業務内容

### <1年目>

(計画準備・資料収集及び整理)

第20条 本業務の実施にあたり、業務の目的、履行期限等を踏まえて、業務の実施方法や手順を定めた業務実施計画書を作成するものとする。また、本業務に必要となる資料を収集し、整理するものとする。

(地域特性の整理)

第21条 本市の交通環境を取り巻く現状及び将来見通しを把握するため、都市計画基礎調査 GIS データや国土数値情報データなどの各種既存データや庁内資料を活用し、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版(令和5年10月)国土交通省)」を参考に、都市の現状及び将来見通しを把握・分析する。

(公共交通の現況整理)

第22条 受注者は、関東運輸局等の公開データや本市が保有する既存データ、交通事業者への運行実績データ等の提供依頼により得られた資料を基に、公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー活用事業）の利用現況を把握するとともに、交通空白地域（交通不便地域）の状況も含め、前条の地域特性との重ね合わせによる分析を行う。また、各交通手段の運行収支を整理し、近隣または類似都市との比較等により本市の運行水準を分析する。市域を取り巻く広域での人の動きを把握するため、携帯の位置情報データを取得し、分析を行うこと。なお、用いるデータの取得に掛かる費用は受注者の負担とする。

(上位計画・関連計画等におけるまちづくり方向性の整理)

第23条 上位計画や関連計画（第3次伊勢崎市総合計画、伊勢崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画、人口ビジョン・総合戦略、群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画））等の内容を確認するなど、伊勢崎市の広域的なまちづくりの方向性や公共交通の位置付け等を整理する。

(関係者ヒアリングの実施)

第24条 本市を取り巻く現状把握として、公共交通の再編の方向性を検討するにあたり、公共交通事業者に対しヒアリングを実施し、事業者から見た路線バス、コミュニティバス、タクシーの問題点、課題、再編の方向性策などについて協議する。また、福祉や教育等の各分野におけるまちづくりの現状と取り組み内容、取り組みにおける公共交通の位置づけ、求める役割等を整理するため、関係各課や団体等へのヒアリングを実施し、各分野の地域活性化施策、交通弱者等の移動支援について考え方を整理・把握する。併せて、広域連携の必要性について検討するため、群馬県や周辺自治体等へのヒアリングを行う。

(市民アンケート調査の実施)

第25条 日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通の

姿やその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を実施する。受注者は、調査票の作成・発送、回収を行い、回答結果について集計・分析を行う。発送及び回収に係る費用は、受注者の負担とする。調査対象は、市が住民基本台帳から無作為に抽出する市民3,000人を対象とし、郵送配布・郵送回収により実施する。回答率を高めるため、Web回答も可能とし、受注者にて回答フォームを作成する。なお、具体的な調査方法は、発注者と協議の上、決定する。

(公共交通利用者アンケート調査の実施)

第26条 路線バス、コミュニティバス「あおぞら」及び「くわまるタクシー」の利用実態を把握するため、利用者を対象に、利用状況(乗降バス停、利用目的、利用頻度、利用時間帯、乗り継ぎ状況、支払方法等)や利用ニーズ(再編要望やサービス内容の改善要望等)に関する調査を実施する。利用者アンケートは、バスやタクシー車内への留め置き及び郵送回収等による実施など、具体的な実施方法は発注者と協議の上、決定する。なお、調査票印刷及び配布用封筒・返信用封筒の回収に係る郵送費は受注者の負担とする。

(地域公共交通を取り巻く課題整理)

第27条 これまでの現況把握分析結果や上位・関連計画における位置付け等を基に、本市を取り巻く地域公共交通の問題点や課題を整理し、地域公共交通計画を策定するための基礎資料を作成する。

(地域公共交通のあり方及び方向性の検討)

第28条 前条で整理した課題を踏まえ、課題解決につながる将来を見据えた伊勢崎市における地域公共交通のあり方及びコミュニティバスや路線バス等の役割、新たな交通モードの導入の可能性など、交通結節点の利便性向上や都市間広域連携の視点も踏まえた検討を行う。

(地域公共交通活性化協議会等の資料作成及び運営支援)

第29条 伊勢崎市地域公共交通活性化協議会の開催(1年目:3回程度、2年目:3回程度)や市議会への説明にあたっての資料作成・印刷、協議会の会議への出席・議事要旨の作成などの必要な運営支援を行う。

(打合せ協議)

第30条 業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間3回、最終納品時の計5回、協議打合せを行う。また、データ提供やコミュニティバスの運行に係る交通事業者との協議に際し、資料作成・打合せへの出席等の実施支援を行う。実施後は、記録簿を作成し、発注者の確認を受けたうえで提出する。

(中間とりまとめ)

第31条 1年目の成果をとりまとめ、業務報告書【中間】を作成する。

## <2.年目>

(目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定)

第32条 本市の上位計画における都市の将来像や課題整理結果等を踏まえ、公共交通等を取り巻く課題の解決に向けた目標・基本方針(地域公共交通のあり方、基本理念、目指すべき将来像等)や地域公共交通に係る施策・目標を検討する。なお、検討に際しては、周辺自治体をはじめとする広域連携の必要性などの視点も踏まえることとする。また、役割ごとに地域公共交通の位置づけを明確にし、公共交通ネットワークのあり方・方向性を具体的に設定する。

(目標を達成するための施策・事業及び推進方策の検討)

第33条 公共交通の課題整理結果や目標、基本方針を踏まえ、実施すべき施策の方向性とその概要について検討を行う。なお、他の施策(都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策)との連携や、その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項の検討も併せて行う。

(施策の優先順位及び実施時期の検討)

第34条 上記で整理した施策について、優先順位を検討するとともに、実施に向けた役割分担や実施時期等の具体的な内容について検討を行う。

(施策の評価手法及び評価時期の検討)

第35条 地域公共交通のあるべき姿や課題及び上位関連計画や地域公共交通に関する基本方針等を踏まえ、前条の第33条及び第34条で検討した施策について、評価を意識した数値指標・目標値の設定及びその評価手法並びに評価の実施時期を検討する。

(施策・事業に係る関係者協議支援)

第36条 計画素案に位置付ける施策・事業について、交通事業者等との協議実施にあたり、資料作成や記録簿作成等の支援を行う。また、データ提供やコミュニティバスの運行に係る交通事業者との協議に際し、資料作成・打合せへの出席等の実施支援を行う。実施は3回程度を予定している。

(伊勢崎市地域公共交通計画のとりまとめ)

第37条 前条の第21条～第35条において検討した結果をとりまとめ、『伊勢崎市地域公共交通計画』の素案を作成する。併せて、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書(案)及び概要版(案)の作成を行う。

(パブリックコメント手続の実施支援)

第38条 伊勢崎市地域公共交通計画(案)についてパブリックコメント手続を実施するにあたり、実施に必要な資料の作成を行うとともに、実施結果の整理・取りまとめを行う。

(打合せ協議)

第39条 業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間3回、最終納品時の計5回、協議打合せを行う。実施後は、記録簿を作成し、発注者の確認を受けた上で提出する。

(成果とりまとめ)

第40条 これまでの検討を踏まえた伊勢崎市地域公共交通計画を印刷製本し、本業務における検討結果をとりまとめ、業務報告書【最終】を作成する。

### 第3章 成果品

(成果品)

第41条 主な納入成果品は次のとおりとする。

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1) 業務報告書【中間】                 | 1部   |
| (2) 業務報告書【最終】                 | 1部   |
| (3) 伊勢崎市地域公共交通計画 冊子製本         | 50部  |
| (4) 伊勢崎市地域公共交通計画(概要版) 冊子製本    | 100部 |
| (5) 計画素案の市民周知及びパブリックコメント手続用資料 | 1式   |
| (6) 成果品に関する電子記録媒体(CD-R等)      | 1式   |
| (7) 地域公共交通活性化協議会資料            | 1式   |
| (8) その他、業務項目において作成した根拠資料等     | 1式   |
| (9) 上記の電子データ                  | 1式   |

※電子データは、ホームページ掲載用(計画書等)を含む。

PDF形式に変換したもののほか、Microsoft製Word又はExcel等で編集可能なものとする。